マイセキュア利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

~2023年6月30日

2023年7月1日~

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 <u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社</u>(以下「当社」といいます。)は、このマイセキュア利用規約(料金表を含みます。以下「規約」といいます。)を定め、マイセキュア(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 (略)

(本規約の範囲)

- 第2条 本規約は契約者と当社との間におけるマイセキュアのご利用に係る条件について適用します。
- 2 この規約に定めのない提供条件については、<u>IP 通信網サービス契約約款</u>ならびにウェブルート セキュアエニウェア ソリューション契約書の定めによるものとします。
- 3 本規約と、IP通信網サービス契約約款ならびにウェブルート セキュアエニウェア ソリューション契約書の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。
- 4 当社及び<u>ウェブルート</u>株式会社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて 契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するも のとします。

第3条~第4条(略)

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)は、このマイセキュア利用規約(料金表を含みます。以下「規約」といいます。)を定め、マイセキュア(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 (略)

(本規約の範囲)

- 第2条 本規約は契約者と当社との間におけるマイセキュアのご利用に係る条件について 適用します。
- 2 この規約に定めのない提供条件については、IP 通信網サービス契約約款(OCN)ならび にウェブルート セキュアエニウェア ソリューション契約書の定めによるものとします。
- 3 本規約と、<u>IP通信網サービス契約約款(OCN)</u>ならびにウェブルート セキュアエニウェア ソリューション契約書の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとしま す。
- 4 当社及び<u>オープンテキスト</u>株式会社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条~第4条(略)

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

カン木 本規制において	は、次の用品はてれてれ次の意味で使用しより。
用語	用 語 の 意 味
1 マイセキュア	(略)
2 マイセキュア契	(略)
約	
3 マイセキュア契	当社にマイセキュア契約の申込をする者
約申込者	なお、「マイセキュア(1ライセンス)タイプ2」につ
	いては、 <u>IP 通信網サービス契約約款</u> の第2種契約者(タ
	イプ8のコース2のプラン1に係る者とします)に限
	ります。
4 マイセキュア契	(略)
約者	(FH)
5 提携 ISP	(略)
O == == == == = = = = = = = = = = = = =	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
6 所属提携 ISP	(略)
7 請求事業者	/ m/z \
, Hill I I NE H	(略)
8 特定請求事業者	│ │当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事
	業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・
	 収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する
	「たいが」では、これにはない、これはない、人は、これに、人は、人は、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
	事業者

第6条~第16条(略)

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 契約者は、本サービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。

4 (略)

5 (略)

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

$\frac{\pi}{2}$	は、次の用品はてれてれ次の意味で使用しより。
用語	用 語 の 意 味
1 マイセキュア	(略)
2 マイセキュア契	(略)
約	
3 マイセキュア契	当社にマイセキュア契約の申込をする者
約申込者	なお、「マイセキュア(1 ライセンス)タイプ2」につ
	いては、 <u>IP 通信網サービス契約約款(OCN)</u> の第2種
	契約者 (タイプ 8 のコース 2 のプラン 1 、 <u>タイプ 8 のコ</u>
	│ <u>一ス2のプラン2及びプラン3</u> に係る者とします)に限
	ります。
4 マイセキュア契	(略)
約者	
5 提携 ISP	(略)
6 所属提携 ISP	(略)
7 請求事業者	(略)
8 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事
	業者が定める <u>「NTTドコモのOCN</u> ご利用料金等の請
	求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡す
	る事業者

第8条~第16条(略)

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第17条 (略)

2 (略)

3 契約者は、本サービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT ドコモのOCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。

4 (略)

5 (略)

(債権の譲渡)

第 18 条

(略)

- 2 前項の規定により譲渡する債権額のうち利用料金は、本利用規約の規定に基づいて 算定した額とし、支払い条件その他の取扱いについては、請求事業者の定める「NTTレゾ ナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約またはその所属提携ISPが定 める会員規約等に定めるところによります。当社が請求事業者に債権譲渡する場合は、 契約者は、請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に係る 取扱い規則に従っていただきます。
- 3 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

第19条~第22条(略)

第6章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 23 条 当社は、マイセキュアの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/)に定めるところによります。

2 (略)

3 (略)

第24条~第29条(略)

料金表 (略)

第1表 料金(略)

別紙 (略)

(債権の譲渡)

第 18 条

(略)

2 前項の規定により譲渡する債権額のうち利用料金は、本利用規約の規定に基づいて算定した額とし、支払い条件その他の取扱いについては、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約またはその所属提携ISPが定める会員規約等に定めるところによります。当社が請求事業者に債権譲渡する場合は、契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規則に従っていただきます。

3 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

第19条~第22条(略)

第6章 雑則

(個人情報の取扱い)

第 23 条 当社は、マイセキュアの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/)に定めるところによります。

2 (略)

3 (略)

第24条~第29条(略)

料金表 (略)

第1表 料金(略)

別紙 (略)

(実施期日) 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。 (吸収合併に伴う取り扱いについて) 2 エヌ・ティ・ティレンナント株式会社(以下「レゾナント」といいます。)が次の表の左欄の規約(以下「旧規約」といいます。)の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の在欄の規約(以下「新規約」といいます。)の規定によるものとします。 旧規約 マイセキュア利用規約 3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。 4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものと みなします。	
---	--